

○東総広域水道企業団女性の職業生活における活躍  
の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

〔平成28年3月28日〕  
規則第2号

改正 令和2年7月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）  
第1条第2項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27  
年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定  
めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員について  
の特定事業主行動計画を策定するものとする。

企業長	企業長が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。